

# 令和2年度 第1回宝達志水町文化財保護審議会

日 時：令和2年6月30日（火） 午後 3時00分 ～ 午後 4時30分  
場 所：宝達志水町生涯学習センターさくらドーム21 2階 第1会議室

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 令和元年度文化財保護事業について
  - (1) 国指定文化財関係
  - (2) 県指定文化財関係
  - (3) 町指定文化財関係
  - (4) 埋蔵文化財センター
  - (5) 地域学習への協力依頼について
  - (6) 新型コロナウイルス感染症関係
- 5 令和2年度・令和3年度能登文化財保護連絡協議会について
- 6 意見交換
- 7 閉会あいさつ（副会長）

- 資料1 宝達志水町文化財保護審議会委員名簿  
資料2 令和2年度文化財保護事業報告  
資料3 岡部家入場集計表（報告用）  
資料4 喜多家入場集計表（報告用）  
資料5 令和2・3年度能登文化財保護審議会  
資料6 宝達志水町文化財保護条例（平成17年6月29日条例第167号）  
資料7 宝達志水町文化財マップ  
資料8 宝達志水町文化財一覧表

# 宝達志水町文化財保護審議委員名簿

# No 1

任期:平成31年4月1日～令和3年3月31日

役職	氏名	審議委員 在任期間	専門	備考 (職歴など)
会長	出倉 一信	平成23年4月1日～	歴史・民俗	元高校教諭
副会長	村上 吉郎	平成17年4月1日～	中近世史 考古・文献	元高校教諭 県保護地区指導員(平成22年～)
委員	山岸 恒明	平成17年4月1日～	植物 歴史・民俗	元高校校長
委員	大窪 祐宣	平成17年4月1日～	宗教史 歴史・民俗	僧侶 県保護地区指導員(平成18年～)
委員	秋田 喜憲	平成21年4月1日～	両生類	元小学校校長 県保護地区指導員(平成22年～)
委員	末森 潤	平成21年4月1日～	歴史・民俗	僧侶 元公民館職員
委員	金山 憲勇	平成29年4月1日～	地質	元小学校校長

## 事務局

(平成29年4月～)  
〒929-1343  
羽咋郡宝達志水町小川ハ249番地1  
宝達志水町埋蔵文化財センター内  
宝達志水町教育委員会 生涯学習課 文化財室  
TEL0767-28-5180  
FAX0767-28-2483

室長	坂井 賢
所長	村井 伸行
主事	竹森 杏奈
主事	三浦 薫平
臨時職員	平畠 秋枝

## 令和2年度文化財保護事業について

### (1) 国指定文化財関係

#### 重要文化財 喜多家

- ・公開管理委託業務 引き続き町シルバー人材センターに業務委託実施。
- ・公開時間 上期 4月～11月、3月 午前9時00分～午後4時45分  
下期 12月～2月 午前9時00分～午後3時45分
- ・防犯防火機械警備 → 北陸総合警備保障に業務委託〈5年契約〉
- ・消防防災設備点検 → 業者に業務委託
- ・浄化槽設備保守 → 業者に業務委託
- ・敷地（重要文化財）管理
- ・施設管理－地域整備課への作業依頼並びに、文化財室で年数回の草刈りを実施  
樹木管理（剪定・消毒・雪吊り等）→ 業者に業務委託  
雪囲い → 町シルバー人材センターに業務委託

#### ◇ 管理棟エアコン取替工事

#### 史跡 散田金谷古墳〈県指定石棺含む〉

- ・古墳墳丘及び周辺の草刈りをシルバー人材センターに依頼・実施。
- ・事前申請に限り古墳入り口門扉を解錠。

### (2) 県指定文化財関係

#### 建造物：岡部家

- ・公開管理委託業務 町シルバー人材センターに業務委託実施。
- ・公開時間 喜多家に同じ
- ・防犯防火機械警備 → 北陸総合警備保障に業務委託
- ・消防防災設備点検 → 業者に業務委託
- ・浄化槽設備保守 → 業者に業務委託
- ・庭園管理 → 業者に業務委託。
- ・文化財防火訓練の実施対象（予定）

#### 史跡：末森城跡、御館館跡管理

- ・来場者の利便のため、シルバー人材センターに委託し、年3回の草刈りを実施。  
（草刈り作業：5月、梅雨明け7月、10月頃を予定。）
- 5月20日御館館跡、5月22日末森城跡の1回目の除草作業を実施。

天然記念物：ゼンショウジキクザクラ、妙法輪寺のナンテン

・施肥・消毒等 県OBより指導を受け、随時対応。

◇ゼンショウジキクザクラ

6月10日 千木先生指導のもと、施肥作業を実施（出倉会長立会）。

枯死した枝の除伐を予定している。

◇妙法輪寺のナンテン

寺の建替工事を来年予定しており、工事期間中の養生方法とナンテンを保護する支柱の設置に係る県費補助について、県文化財課と協議する。

### (3) 町指定文化財関係

史跡・名勝：臼が峰、御上使往来の下草刈りをシルバー人材センターに委託。

6月24日に1回目の除草作業を実施。

◇「村御印」について

・令和2年3月12日に文化財指定。4月中旬に各区長に指定書を郵送した。

・指定を受けたのは、9地区（東間、坪山、森本、三日町、上田出、上田、今浜、荻谷、走入）。今後、ほかの地区より村御印があると申し出があった場合、調査のうえ指定の手続きを進めていく。

### (4) 埋蔵文化財センター

◇整備事業について

国庫補助事業を受け改修工事を実施。令和2年2月完了。展示室は6月29日に開館。

◇普及啓発事業について

・県埋文センター出前事業等の協力、町公民館との共同事業の実施。  
・寄付資料の整理作業を実施予定。

### (5) 地域学習への協力依頼について

◇各小中学校からの要請があればお願いしたい。

### (6) 新型コロナウイルス感染症関係

・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町内の文化財施設すべてにおいて4月14日（火）から当面の間休館していたが、緊急事態宣言解除を受けて、喜多家と岡部家は6月1日（月）から開館した。

・埋蔵文化財センターは、展示作業が完了したことから6月29日（月）開館している。

・喜多家、岡部家は、休館期間中は、盗難、自然災害などの異常がないか確認してもらうため、午前中のみ見回り、清掃を行っていた。

平成31一令和元年度 岡部家入場者集計表

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計		
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数
一般大人	54	27,000	44	22,000	31	15,500	13	6,500	20	10,000	27	13,500	17	8,500	38	19,000	26	13,000	21	10,500	51	25,500	63	31,500	405	202,500	
外国人大人															1	500	1	500			1	500	2	1,000	5	2,500	
一般子供	1	200							1	200							1	200			1	200	2	400	6	1,200	
外国人子供																											
団体大人					21	8,400																			21	8,400	
団体子供																											
障害者大人			1	200					1	200										1	200						
障害者子供																											
減免大人	22						1		6		3		43						8							83	
減免子供	1								1				2													4	
合計	78	27,200	45	22,200	52	23,900	14	6,500	29	10,400	30	13,500	62	8,500	40	19,700	28	13,700	30	10,700	86	32,800	72	33,900	566	223,000	

	構成比	
	人数	金額
一般大人	71.55%	90.81%
外国人大人	0.88%	1.12%
一般子供	1.06%	0.54%
外国人子供	0.18%	0.09%
団体大人	3.71%	3.77%
団体子供		
障害者大人	7.24%	3.68%
障害者子供		
減免大人	14.66%	
減免子供	0.71%	
合計	100.00%	100.00%

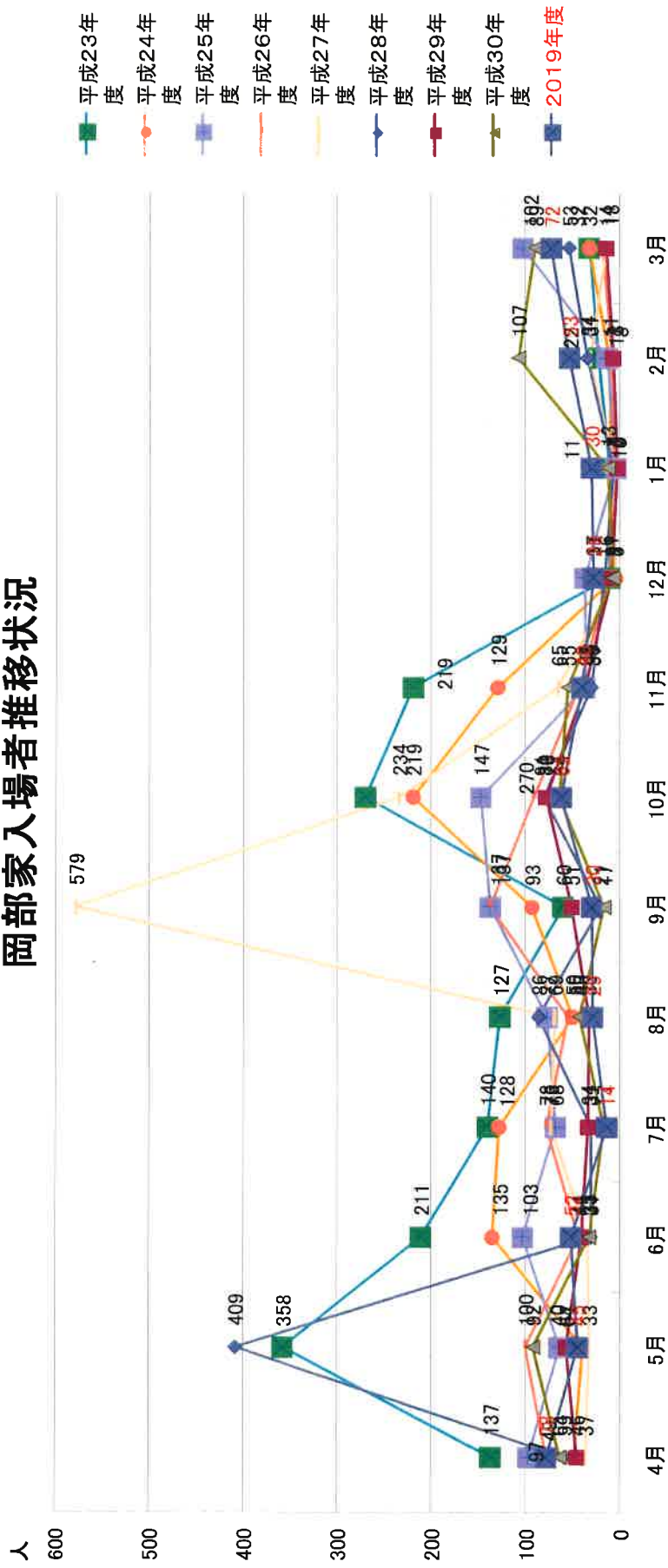
	年計	
	人数	金額
一般大人	405	202,500
外国人大人	5	2,500
一般子供	6	1,200
外国人子供	1	200
団体大人	21	8,400
団体子供		
障害者大人	41	8,200
障害者子供		
減免大人	83	
減免子供	4	
合計	566	223,000

全体入場	大人	97.17%
	子供	1.77%
	外国人	1.06%

# 岡部家入場者月別調

人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成23年度	137	358	211	140	127	60	270	219	11	11	22	32	1,598
平成24年度	49	40	135	128	50	93	219	129	5	10	11	32	901
平成25年度	97	64	103	68	77	137	147	37	37	5	13	102	887
平成26年度	78	100	44	78	55	137	91	43	11	6	8	18	669
平成27年度	37	33	35	73	69	579	234	65	5	7	31	14	1,182
平成28年度	59	409	31	31	86	21	80	30	16	7	34	53	857
平成29年度	46	57	41	34	33	51	78	37	9	3	7	14	410
平成30年度	64	92	33	17	43	17	64	55	8	13	107	89	602
2019年度	78	45	52	14	29	30	62	40	28	30	53	72	533

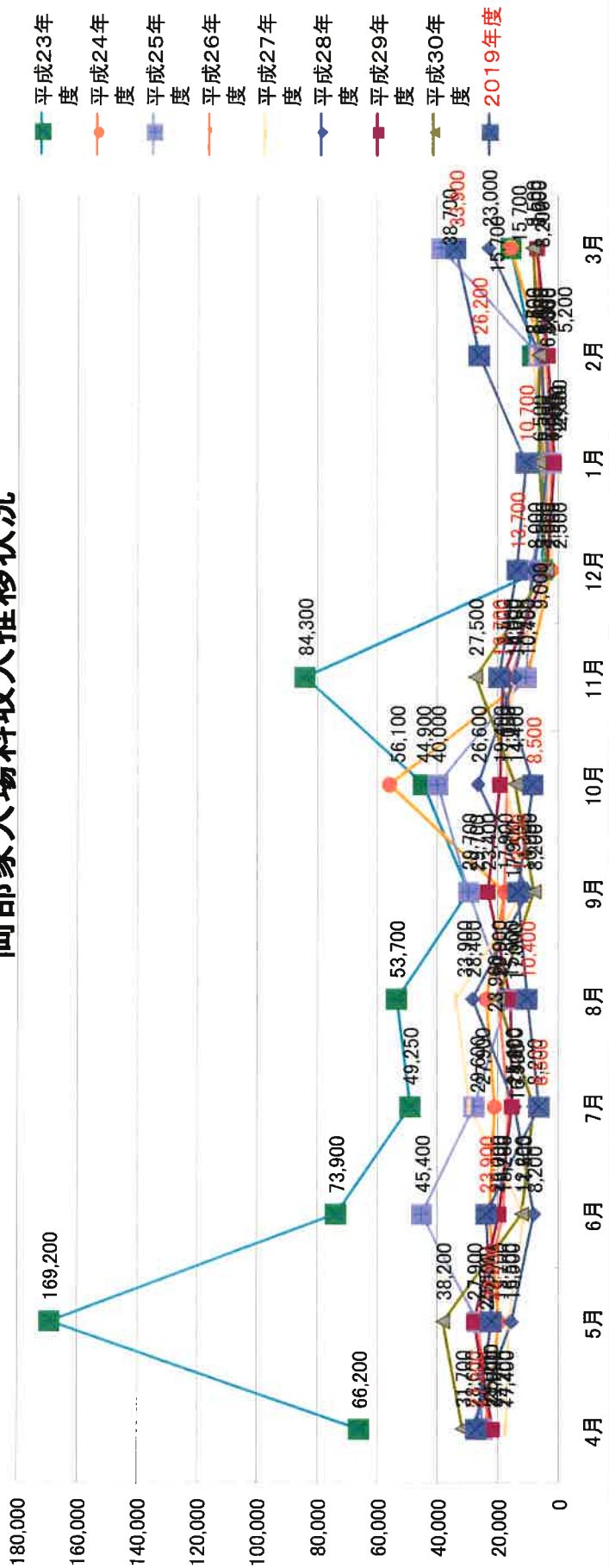
## 岡部家入場者推移状況



# 岡部家入場料月別調

金額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成23年度	66,200	169,200	73,900	49,250	53,700	29,700	44,900	84,300	5,500	5,000	8,500	15,700	605,850
平成24年度	24,200	19,700	23,000	21,200	23,900	17,900	56,100	10,400	2,500	5,000	5,200	15,700	224,800
平成25年度	25,200	26,700	45,400	27,900	17,000	29,700	40,000	10,700	9,000	2,500	6,500	38,700	279,300
平成26年度	23,000	26,500	18,200	16,500	19,900	17,900	17,000	16,000	2,500	2,700	4,000	8,200	172,400
平成27年度	17,400	16,500	11,500	29,600	33,900	11,700	17,100	15,000	2,500	3,500	8,700	6,700	174,100
平成28年度	28,600	15,500	8,200	14,500	28,400	10,000	26,600	14,500	8,000	3,500	6,000	23,000	186,800
平成29年度	21,800	27,900	19,700	15,400	15,900	23,400	19,400	18,500	4,000	1,500	3,500	7,000	178,000
平成30年度	31,700	38,200	12,200	8,200	20,000	8,200	14,400	27,500	4,000	6,500	6,500	8,500	185,900
2019年度	27,200	22,200	23,900	6,500	10,400	13,500	8,500	19,700	13,700	10,700	26,200	33,900	216,400

## 岡部家入場料収入推移状況





平成31一令和元年度 喜多家入場者集計表

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計		
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数
一般大人	135	67,500	124	62,000	102	51,000	75	37,500	96	48,000	94	47,000	110	55,000	125	62,500	57	28,500	24	12,000	66	33,000	88	44,000	1,096	548,000	
外国人大人	17	8,500	5	2,500			8	4,000	2	1,000	12	6,000	16	8,000	8	4,000	3	1,500			1	500	2	1,000	74	37,000	
一般子供			1	200	1	200			10	2,000	2	400			1	200	2	400			2	400	3	600	22	4,400	
外国人子供									1	200															1	200	
団体大人	52	20,800	47	18,800			34	13,600	11	4,400	20	8,000	150	60,000	45	18,000									359	143,600	
外国人団体																											
団体子供									21	2,100			17	1,700											38	3,800	
障害者大人	1	200			2	400			1	200	2	400	8	1,600	2	400			1	200			4	800	21	4,200	
障害者子供																											
減免大人					8				22		11		22				7								72		
減免子供							3		7		3					13									26		
合計	205	97,000	177	83,500	113	51,600	120	55,100	171	57,900	161	63,500	306	124,600	181	85,100	82	30,400	25	12,200	71	33,900	97	46,400	1,709	741,200	

	年計	
	人数	金額
一般大人	1,096	548,000
外国人大人	74	37,000
一般子供	22	4,400
外国人子供	1	200
団体大人	359	143,600
外国人団体		
団体子供	38	3,800
障害者大人	21	4,200
障害者子供		
減免大人	72	
減免子供	26	
合計	1,709	741,200

	構成比	
	人数	金額
一般大人	64.13%	73.93%
外国人大人	4.33%	4.99%
一般子供	1.29%	0.59%
外国人子供	0.06%	0.03%
団体大人	21.01%	19.37%
外国人団体		
団体子供	2.22%	0.51%
障害者大人	1.23%	0.57%
障害者子供		
減免大人	4.21%	
減免子供	1.52%	
合計	100.00%	100.00%

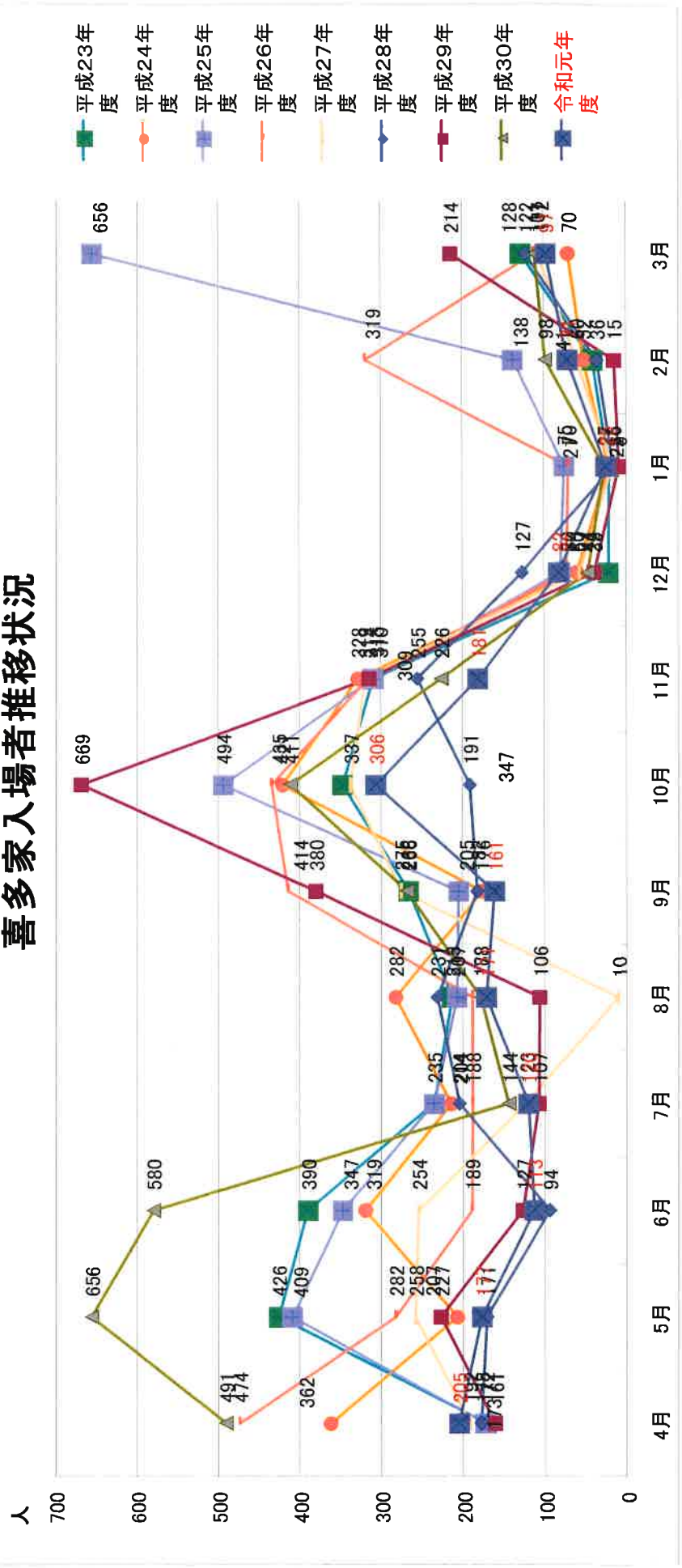
全体入場	大人	子供	外国人
	90.58%	5.03%	4.39%



# 喜多家入場者月別調

人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成23年度	172	426	390	235	213	266	347	309	22	21	41	128	2,570
平成24年度	362	207	319	214	282	176	421	328	60	22	52	70	2,513
平成25年度	173	409	347	235	207	205	494	310	80	75	138	656	3,329
平成26年度	474	282	189	188	188	414	435	315	72	70	319	112	3,058
平成27年度	192	258	254	123	10	275	337	319	57	18	60	107	2,010
平成28年度	178	171	94	204	231	182	191	255	127	16	36	122	1,807
平成29年度	161	227	127	107	106	380	669	314	39	9	15	214	2,368
平成30年度	491	656	580	144	178	268	411	226	47	27	98	111	3,237
令和元年度	205	177	113	120	171	161	306	181	82	25	71	97	1,709

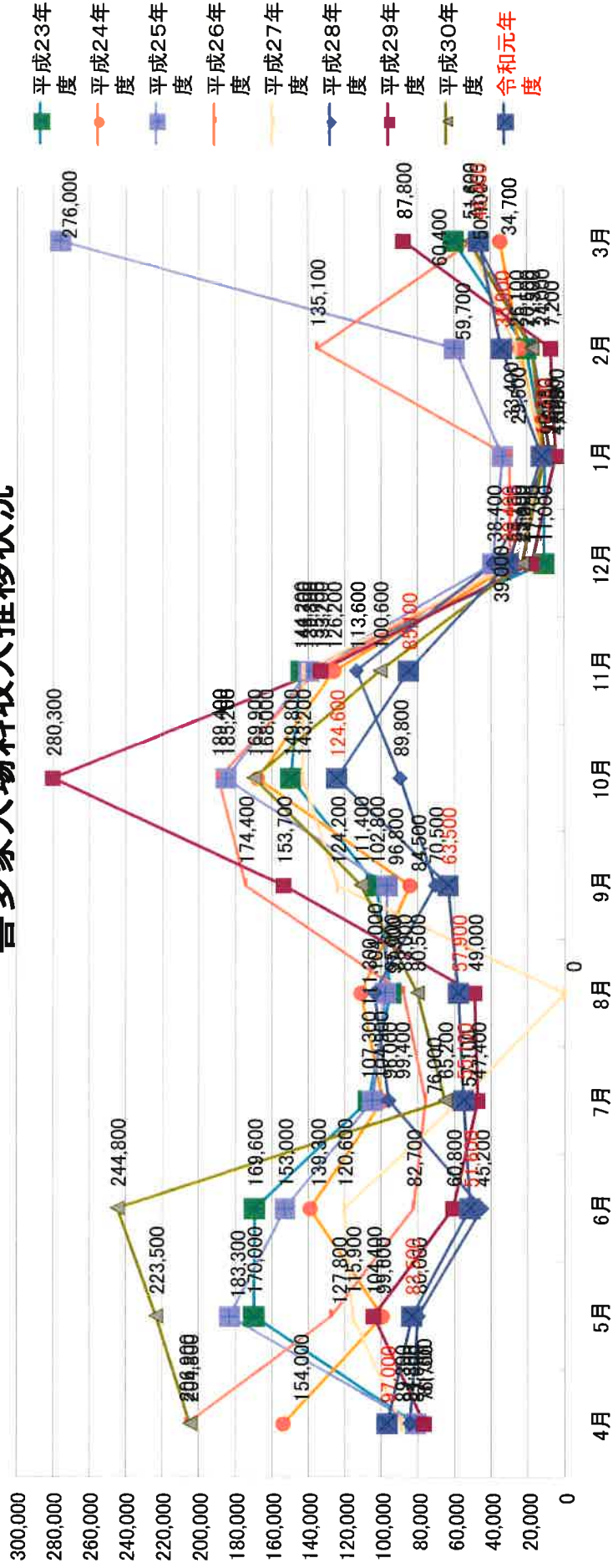
# 喜多家入場者推移状況



# 喜多家入場料月別調

金額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成23年度	81,600	170,000	169,600	107,300	95,000	102,800	149,800	144,200	11,000	10,500	20,500	60,400	1,122,700
平成24年度	154,000	99,600	139,300	99,400	111,300	84,500	168,000	126,200	27,200	11,000	24,000	34,700	1,079,200
平成25年度	81,300	183,300	153,000	104,900	97,900	96,800	185,200	139,800	39,000	33,400	59,700	276,000	1,450,300
平成26年度	206,900	127,800	82,700	76,000	88,000	174,400	189,400	135,700	29,400	29,500	135,100	50,100	1,325,000
平成27年度	89,300	115,900	120,600	57,100	0	124,200	143,200	142,700	27,700	9,000	26,100	51,600	907,400
平成28年度	84,800	80,000	45,200	96,000	104,000	70,500	89,800	113,600	38,400	7,500	17,300	47,800	794,900
平成29年度	76,700	104,400	60,800	47,400	49,000	153,700	280,300	133,200	17,700	4,500	7,200	87,800	1,022,700
平成30年度	204,800	223,500	244,800	65,200	80,500	111,400	169,900	100,600	23,000	10,700	17,500	51,400	1,303,300
令和元年度	97,000	83,500	51,600	55,100	57,900	63,500	124,600	85,100	30,400	12,200	33,900	46,400	741,200

## 喜多家入場料収入推移状況



## 令和2年度・令和3年度能登文化財保護連絡協議会について

### (1) 令和2年度の能登文化財保護連絡協議会について

- ・理事会（通常は会長が出席）：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、  
書面表決の予定。
  - ・自然保護部会（通常は7月～8月開催）：中止
  - ・総会・研究大会：開催地 能登町  
開催時期 未定（通常は9月下旬～10月初旬）
- ※事務局と開催地である能登町が今後の状況を鑑みながら開催するかどうか検討していくとのこと。

### (2) 「能登の文化財」第54輯、第55輯の執筆について

- ・第54輯：テーマ自由。村井所長が執筆
- ・第55輯：令和元年度の幹事会で、テーマ『災害』に決定。  
大火、津波、山崩れ、大雪、地震など  
時期は江戸時代以降～能登半島地震まで

### (3) 令和3年度能登文化財保護連絡協議会について

- ・令和3年度は、宝達志水町が開催地となる。
- ・来年度の開催に向けて、自然保護部会及び総会・研究大会の開催場所、講演される講師の人選について、打ち合わせを行いたいため、通常5月、2月の2回審議会のところ、9月頃に臨時の審議会を行いたいため、ご協力願いたい。

### (参考) 平成24年度 宝達志水町大会

- ・自然保護部会（9月14日）  
アサギマダラのマーキング体験、ホクリクサンショウウオ生息地の観察
- ・総会・研究大会（7月6日）  
場所：生涯学習センター「さくらドーム21」視聴覚室  
基調講演：田畑武正「利家と末森合戦」  
文化財研修会：岡部家、末森城跡（雨のため中止）

## ○宝達志水町文化財保護条例

平成17年6月29日

条例第167号

宝達志水町文化財保護条例（平成17年宝達志水町条例第92号）の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 指定文化財（第4条—第19条）
- 第3章 助言及び公開（第20条・第21条）
- 第4章 文化財保護審議会（第22条—第28条）
- 第5章 補則（第29条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、宝達志水町（以下「町」という。）の区域内にある文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって町民の文化的向上に資するとともに、郷土文化の進歩に貢献することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において「文化財」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条の規定に基づき、法及び石川県文化財保護条例（昭和32年石川県条例第41号）の規定により指定された文化財以外のもののうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で本町にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で本町にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で本町民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で本町にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で本町にとって「芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で本町にとって学術上価値の高いもの
- (5) 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で本町民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
- (6) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

（財産権等の尊重及び他の公益との調整）

第3条 町は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

## 第2章 指定文化財

（指定）

第4条 宝達志水町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、本町の区域内にある文化財のうち重要なものを町指定有形文化財、町指定登録有形文化財、町指定無形文化財、町指定民俗文化財、町指定史跡、町指定名勝、町指定天然記念物又は町指定伝統的建造物群（以下「町指定文化財」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者の同意を得なければならない。ただし、所有者が判明しない場合を除く。

- 3 無形文化財について、第1項の規定による指定をするときは、当該町指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定及び前項の規定による認定をするには、教育委員会はあらかじめ宝達志水町文化財保護審議会の意見を聴くものとする。
- 5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該町指定文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第5条 町指定文化財がその文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 町指定文化財が県又は国の文化財指定を受けたときは、当該町指定文化財の指定は、解除されたものとする。
- 3 無形文化財保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、町指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

（告示及び通知）

第6条 第4条の規定による指定又は前条の規定による解除をしたときは、教育委員会は、その旨を告示し、かつ、所有者に通知しなければならない。

（所有者の管理義務、管理責任者及び環境保全）

第7条 町指定文化財の所有者（無形文化財の保持者又は保持団体を含む。以下同じ。）は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、町指定文化財を管理しなければならない。

- 2 町指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該町指定文化財の管理の責めに任ずる者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。
- 4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。
- 5 教育委員会は、町指定文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を禁止し、又は制限することができる。
- 6 土地の所有者が古墳、旧跡その他の遺跡と認められるものを発見したときは、その現況を変更することなく発見した日から10日以内に、又はそれらと推定され得る土地を開墾し、若しくはその土地の上に工作物の建設をしようとするときは着手しようとする10日前までに、教育委員会にその旨を届け出なければならない。
- 7 周知の埋蔵文化財包蔵地を開墾し、又はその土地の上に工作物の建設をしようとするときは、着手しようとする60日前までに、教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(所有者の変更等)

第8条 町指定文化財の所有者に変更があったときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 町指定文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所有者の変更に伴う権利義務の承継)

第9条 町指定文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該町指定文化財に関し、この条例に基づいて行う町の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該町指定文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(滅失、き損等)

第10条 町指定文化財の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗難にあったときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。



(所在の変更)

第11条 町指定文化財の所在する場所を変更したときは、所有者又は管理責任者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、一時的な変更である場合は、この限りでない。

(管理又は修理の補助)

第12条 町指定文化財の管理又は修理に多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、町は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、町は、その補助の条件として、当該管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第13条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、町は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関し条例又は教育委員会規則に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第14条 教育委員会は、町指定文化財の管理が適当でないため町指定文化財が滅失し、き損し、又は盗難のおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 教育委員会は、町指定文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対しその修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前2項の規定による勧告に基づいて行う措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を町が補助することができる。
- 4 前項の規定により町が費用の全部又は一部を補助する場合の補助金については、第12条第2項、同条第3項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第15条 町が修理又は管理に必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき、第12条第1項又は前条第3項の規定により補助金を交付した町指定文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助による修理等が行われた後当該町指定文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額から当該修理等が行われた後当該町指定文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を町に納付しなければならない。

- 2 補助に係る修理等が行われた後当該町指定文化財を町に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、町は、前項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第16条 町指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については教育委員会規則で定める範囲の維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を採る場合、又は保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

- 2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第17条 町指定文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第12条第1項の規定による補助金の交付、第14条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 町指定文化財の保護上、必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の規定による届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言を与えることができる。

(保存)

第18条 町指定無形文化財で、保存のための措置が必要と認めるときは、町は、その保存に当たることを適当と認める保持者又は保持団体について、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合の補助金については、第12条第2項、同条第3項及び第13条の規定を準用する。

(調査)

第19条 教育委員会は、必要があると認めるときは、町指定文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該町指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

2 教育委員会は、町指定文化財の指定をしようとするときは、所有者の同意を得て立入調査を行うことができる。

### 第3章 助言及び公開

(助言)

第20条 教育委員会は、町指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることが適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言をすることができる。

(公開)

第21条 教育委員会は、町指定文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、町  
その他教育団体の行う公開の用に供するため当該町指定文化財を出品することを  
勧告することができる。

2 教育委員会は、町指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、1月以内の期間  
を限って、当該町指定無形文化財の公開を勧告することができる。

3 第1項の規定による出品のために要する費用及び前項の規定による公開のため  
に要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を町が補助することができる。

4 教育委員会は、第1項の規定により町指定文化財が出品されたときは、その職員  
のうちから当該町指定文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

#### 第4章 文化財保護審議会

(設置)

第22条 教育委員会に宝達志水町文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置  
く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存、保護及び活用に関する重要  
事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第23条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第24条 委員は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱す  
る。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と  
する。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は非常勤とし、別に定める費用弁償を支給する。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査員)

第27条 審議会に調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 調査員は、会長の命を受け、特別の事項に関する調査について、委員を補佐する。
- 4 調査員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(雑則)

第28条 この章に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第5章 補則

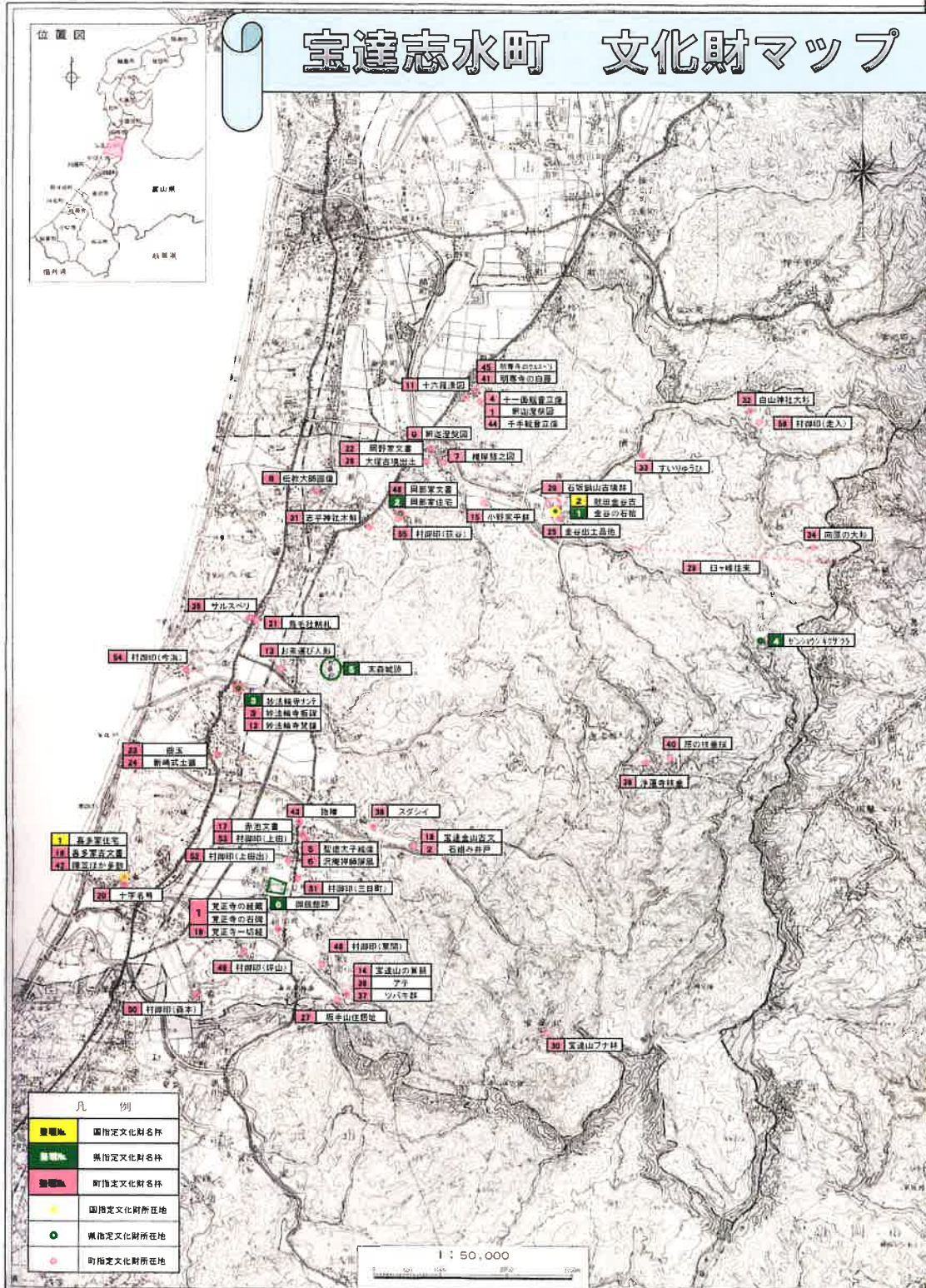
第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の宝達志水町文化財保護条例の規定により、指定された町指定文化財は、改正後の宝達志水町文化財保護条例（以下「新条例」という。）第4条の規定により、指定されたものとみなす。
- 3 新条例の施行の際、現に審議会の委員に委嘱されている者は、新条例第24条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日をもって、審議会の委員に委嘱されたものとみなす。

## 宝達志水町 文化財マップ



<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	国指定文化財名称
<span style="background-color: lightgreen; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	県指定文化財名称
<span style="background-color: pink; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	町指定文化財名称
<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	国指定文化財所在地
<span style="background-color: lightgreen; border: 1px solid black; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	県指定文化財所在地
<span style="background-color: pink; border: 1px solid black; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	町指定文化財所在地

《国指定文化財》	《県指定文化財》	《町指定文化財》
1 高多室住宅	1 高多室住宅	10 高多室包蔵御用掛御用掛
2 高多室古之屋	2 高多室古之屋	11 高多室包蔵御用掛御用掛
3 高多室古之屋	3 高多室古之屋	12 高多室包蔵御用掛御用掛
4 高多室古之屋	4 高多室古之屋	13 高多室包蔵御用掛御用掛
5 高多室古之屋	5 高多室古之屋	14 高多室包蔵御用掛御用掛
6 高多室古之屋	6 高多室古之屋	15 高多室包蔵御用掛御用掛
7 高多室古之屋	7 高多室古之屋	16 高多室包蔵御用掛御用掛
8 高多室古之屋	8 高多室古之屋	17 高多室包蔵御用掛御用掛
9 高多室古之屋	9 高多室古之屋	18 高多室包蔵御用掛御用掛
10 高多室古之屋	10 高多室古之屋	19 高多室包蔵御用掛御用掛
11 高多室古之屋	11 高多室古之屋	20 高多室包蔵御用掛御用掛
12 高多室古之屋	12 高多室古之屋	21 高多室包蔵御用掛御用掛
13 高多室古之屋	13 高多室古之屋	22 高多室包蔵御用掛御用掛
14 高多室古之屋	14 高多室古之屋	23 高多室包蔵御用掛御用掛
15 高多室古之屋	15 高多室古之屋	24 高多室包蔵御用掛御用掛
16 高多室古之屋	16 高多室古之屋	25 高多室包蔵御用掛御用掛
17 高多室古之屋	17 高多室古之屋	26 高多室包蔵御用掛御用掛
18 高多室古之屋	18 高多室古之屋	27 高多室包蔵御用掛御用掛
19 高多室古之屋	19 高多室古之屋	28 高多室包蔵御用掛御用掛
20 高多室古之屋	20 高多室古之屋	29 高多室包蔵御用掛御用掛
21 高多室古之屋	21 高多室古之屋	30 高多室包蔵御用掛御用掛
22 高多室古之屋	22 高多室古之屋	31 高多室包蔵御用掛御用掛
23 高多室古之屋	23 高多室古之屋	32 高多室包蔵御用掛御用掛
24 高多室古之屋	24 高多室古之屋	33 高多室包蔵御用掛御用掛
25 高多室古之屋	25 高多室古之屋	34 高多室包蔵御用掛御用掛
26 高多室古之屋	26 高多室古之屋	35 高多室包蔵御用掛御用掛
27 高多室古之屋	27 高多室古之屋	36 高多室包蔵御用掛御用掛
28 高多室古之屋	28 高多室古之屋	37 高多室包蔵御用掛御用掛
29 高多室古之屋	29 高多室古之屋	38 高多室包蔵御用掛御用掛
30 高多室古之屋	30 高多室古之屋	39 高多室包蔵御用掛御用掛
31 高多室古之屋	31 高多室古之屋	40 高多室包蔵御用掛御用掛
32 高多室古之屋	32 高多室古之屋	41 高多室包蔵御用掛御用掛
33 高多室古之屋	33 高多室古之屋	42 高多室包蔵御用掛御用掛
34 高多室古之屋	34 高多室古之屋	43 高多室包蔵御用掛御用掛
35 高多室古之屋	35 高多室古之屋	44 高多室包蔵御用掛御用掛
36 高多室古之屋	36 高多室古之屋	45 高多室包蔵御用掛御用掛
37 高多室古之屋	37 高多室古之屋	46 高多室包蔵御用掛御用掛
38 高多室古之屋	38 高多室古之屋	47 高多室包蔵御用掛御用掛
39 高多室古之屋	39 高多室古之屋	48 高多室包蔵御用掛御用掛
40 高多室古之屋	40 高多室古之屋	49 高多室包蔵御用掛御用掛
41 高多室古之屋	41 高多室古之屋	50 高多室包蔵御用掛御用掛



## 宝達志水町指定文化財一覧

令和2年 4月 1日 現在

整理No.	種別	名 称	員 数	所 有 者	管 理 者	所 在 地	指定年月日
【国指定文化財】							
1	重要文化財	「喜多家住宅」表門・主屋・道具倉	3棟	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1	S46.12.28
		「喜多家住宅」味噌倉・敷地	1棟			北川尻ラ4-1、1-1	S58.6.2
2	史 跡	散田金谷古墳	1基	飛龍氏 他1名 宝達志水町	宝達志水町	散田ナ107	S57.1.16
【石川県指定文化財】							
1	考古資料	金谷の石棺		飛龍氏 宝達志水町	宝達志水町	散田ナ107	S35.5.27
2	建 造 物	岡部家住宅	1棟	宝達志水町	宝達志水町	荻谷ニ42	S47.1.25
3	天然記念物	妙法輪寺のナンテン		妙法輪寺	妙法輪寺 ＜県治療事業経過 一町＞	麦生ニ196	S58.5.10
4		ゼンショウジキクザクラ（善正寺の菊桜）		善正寺	善正寺 ＜県職OB＞	所司原テ30-1	S58.5.10
5	史 跡	末森城跡		粕井氏 他9名	宝達志水町	南吉田末森1番地他	H3.10.4
6		御館館跡		御館区長外71名	宝達志水町	御館カ、ヨ、ワ、参 三日町ロ、壱の236筆	H18.4.7
【宝達志水町指定文化財】							
1	建 造 物	覚正寺の経蔵	1棟	覚正寺	覚正寺	紺屋町(正友リ29)	H17.3.1
2	建 造 物	覚正寺の石碑	1基	覚正寺	覚正寺	紺屋町(正友リ29)	H17.3.1
3	建 造 物	石組み井戸	1基	谷光一夫	谷光一夫	宝達ロ93	H17.3.1
4	彫 刻	妙法輪寺の板碑	7基	妙法輪寺	妙法輪寺	麦生ニ196	H17.3.1
5	彫 刻	木造十一面観音立像	1軀	遍照寺	遍照寺	菅原サ6	H17.3.1
6	彫 刻	木造千手観音立像	1軀	遍照寺	遍照寺	菅原サ6	H19.11.29
7	絵 画	聖徳太子の絵像	1面	光照寺	光照寺	上田カ175甲	H17.3.1
8	絵 画	伝 沢庵禅師の屏風	2曲1双	光照寺	光照寺	上田カ175甲	H17.3.1
9	絵 画	絹本着色十六羅漢図	双幅	永野 幸子	永野 幸子	菅原テ92	H17.3.1
10	絵 画	紙本淡彩維摩詰之図	1幅	専勝寺	専勝寺	子浦ノ104	H17.3.1
11	絵 画	絹本着色伝教大師画像	1幅	専勝寺	専勝寺	柳瀬ニ25	H17.3.1
12	絵 画	紙本着色釈迦涅槃図	1幅	遍照寺	遍照寺	菅原サ6	H17.3.1
13	絵 画	紙本着色釈迦涅槃図	1幅	唯徳寺	唯徳寺	子浦レ31	H17.3.1
14	工 芸 品	宝達山の算額	1面	手速比咩神社	手速比咩神社	東間ヲ2	H17.3.1
15	工 芸 品	妙法輪寺の梵鐘	1口	妙法輪寺	妙法輪寺	麦生ニ196	H17.3.1
16	工 芸 品	お茶運び人形	1体	山田 忠男	山田 忠男	竹生野ホ40	H17.3.1
17	工 芸 品	小野窯平鉢	1鉢	山岸 恒明	山岸 恒明	散田50	H17.3.1
18	古 文 書	喜多家古文書		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4	H17.3.1
19	古 文 書	赤池文書	1通	赤池 嘉久	赤池 嘉久	上田カ206	H17.3.1
20	古 文 書	覚正寺の一切経		覚正寺	覚正寺	紺屋町(正友リ29)	H17.3.1
21	古 文 書	鳥毛社制札	1通	西照寺	西照寺	宿192	H17.3.1
22	古 文 書	宝達金山古文書	(2通)	宝達区長	宝達区長	宝達	H17.3.1
23	古 文 書	岡野家文書		宝達志水町	宝達志水町	宝達志水町埋蔵文化財センター	H17.3.1
24	古 文 書	十字名号	1幅	淨願寺	淨願寺	北川尻ナ28	H17.3.1
25	古 文 書	岡部家文書		宝達志水町	宝達志水町	荻谷ニ42	H21.3.13
26	古 文 書	村御印【東間】	1通	東間区長	東間区長	東間	R2.3.12
27	古 文 書	村御印【坪山】	1通	坪山区長	坪山区長	坪山	R2.3.12
28	古 文 書	村御印【森本】	1通	森本区長	森本区長	森本	R2.3.12
29	古 文 書	村御印【三日町】	1通	三日町区長	三日町区長	三日町	R2.3.12



整理No.	種別	名 称	員 数	所 有 者	管 理 者	所 在 地	指定年月日
30	古 文 書	村御印【上田出】	1通	上田出区長	上田出区長	上田出	R2.3.12
31	古 文 書	村御印【上田】	1通	上田区長	上田区長	上田	R2.3.12
32	古 文 書	村御印【今浜】	1通	今浜区長	今浜区長	今浜	R2.3.12
33	古 文 書	村御印【荻谷】	1通	荻谷区長	荻谷区長	荻谷	R2.3.12
34	古 文 書	村御印【走入】	1通	走入区長	走入区長	走入	R2.3.12
35	考 古 資 料	曲玉（硬玉）		宝達志水町	宝達志水町	宝達志水町埋蔵文化財センター	H17.3.1
36	考 古 資 料	新崎式土器		宝達志水町	宝達志水町	宝達志水町埋蔵文化財センター	H17.3.1
37	考 古 資 料	大塚古墳出土品		宝達志水町	宝達志水町	宝達志水町埋蔵文化財センター	H17.3.1
38	考 古 資 料	散田金谷古墳出土品 及び石坂鍋山1号墳出土品		成正寺	成正寺	散田75	H17.3.1
39	史 跡	坂手山縄文時代住居址		石川県	宝達志水町	紺屋町	H17.3.1
40	史 跡	石坂鍋山古墳群		宝達志水町	宝達志水町	石坂山 ㊦280外31筆	H17.3.1
41	史跡・名勝	臼ヶ峰往来（文化庁「歴史の道百選」）		宝達志水町	宝達志水町	下石・所司原・見砂	H17.3.1
42	天然記念物	宝達山ブナ林		上田区入会 宝達志水町	宝達志水町	上田外11字入会9字	H17.3.1
43	天然記念物	向原の大杉		山口 克人	山口 克人	見砂1-281	H17.3.1
44	天然記念物	志乎神社の木斛（もっこく）		志乎神社	志乎神社 宝達志水町	荻島、荻谷、敷波入会地14-1	H17.3.1
45	天然記念物	白山神社の大杉		白山神社	白山神社	走入ホ58	H17.3.1
46	天然記念物	明覚寺のすいりゅうひば		明覚寺	明覚寺	向瀬336	H17.3.1
47	天然記念物	サルスベリ		岡野 正喜	岡野 正喜 宝達志水町	宿162	H17.3.1
48	天然記念物	スダシイ		金崎神社	金崎神社	山崎ハの71	H17.3.1
49	天然記念物	アテ		手速比咩神社	手速比咩神社	東間ラ2	H17.3.1
50	天然記念物	ツバキ群		手速比咩神社	手速比咩神社	東間ラ2	H17.3.1
51	天然記念物	浄蓮寺の枝垂桜		浄蓮寺	浄蓮寺 宝達志水町	原58	H17.3.1
52	天然記念物	原の枝垂桜		森田 稔	森田 稔 宝達志水町	原ル215	H17.3.1
53	天然記念物	明専寺の白藤		明専寺	明専寺	菅原ニ87	H17.3.1
54	天然記念物	明専寺のサルスベリ		明専寺	明専寺	菅原ニ87	H21.3.13
55	天然記念物	ホクリクサンショウウオ【種】		宝達志水町	宝達志水町	町内	H27.3.3
56	民俗文化財	陣笠	1	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
57	民俗文化財	陣羽織	1	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
58	民俗文化財	袴（かみしも）	1	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
59	民俗文化財	袴（かみしも）	1	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
60	民俗文化財	肩衣		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
61	民俗文化財	印籠		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
62	民俗文化財	携帯厨用具		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
63	民俗文化財	火縄		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
64	民俗文化財	矢櫃（やびつ）		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
65	民俗文化財	馬の鞍		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
66	民俗文化財	籠灯（かんとん）		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
67	民俗文化財	行灯（あんどん）		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
68	民俗文化財	手燭小灯	2点	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
69	民俗文化財	手燭手点	2点	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
70	民俗文化財	小田原提灯		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
71	民俗文化財	藏提灯		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
72	民俗文化財	寝室用喫煙用具		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
73	民俗文化財	鏡		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1

整理番号	種別	名 称	員 数	所 有 者	管 理 者	所 在 地	指定年月日
74	民俗文化財	耳盥 (みみだらい)		宝達志水町	宝達志水町	北川尻4-1、1-1	H17.3.1
75	民俗文化財	櫓時計 (やぐらどけい)		宝達志水町	宝達志水町	北川尻4-1、1-1	H17.3.1
76	民俗文化財	蘭引 (らんびき)		宝達志水町	宝達志水町	北川尻4-1、1-1	H17.3.1
77	民俗文化財	木製菓研		宝達志水町	宝達志水町	北川尻4-1、1-1	H17.3.1
78	民俗文化財	警棒	1本	宝達志水町	宝達志水町	北川尻4-1、1-1	H17.3.1
79	民俗文化財	指樽 (さしだる)		松浦家	松浦	上田サ153	H17.3.1